平成２３年（フ）第９２８号
兵庫県芦屋市若葉町５番２―1111号
債務者　向畑　尚美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６１号
兵庫県西宮市森下町７番１―506号
債務者　山本喜久子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６４号
鳥取県米子市福万698番地２
債務者　山根　公嗣
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３５１号
徳島県鳴門市鳴門町高島字北384番地　高島団地Ｂ棟17号室
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５３号
徳島県吉野川市山川町山路104番地
債務者　阿部　清二
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
徳島県三好郡東みよし町加茂3381番地26
債務者　枝澤　繁夫
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第４０号
愛媛県今治市拝志12番11号　サンコーポ山本203号、旧住所今治市郷桜井４丁目６番79号
債務者　山本さゆり（旧姓眞辺）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６８号
愛媛県西予市城川町川津南3704番地
債務者　伊藤　義雄
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県宇和島市愛宕町３丁目１番15号
債務者　山下　純郎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第５３号
高知県室戸市室戸岬町5803番地
債務者　酒井　五男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福岡県田川郡川崎町安眞木3380番地３
債務者　秋成　清志
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７５号
北九州市小倉北区片野４丁目23番５―201号
債務者　永留　康廣
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９２号
福岡県中間市大字下大隈1764番地３
債務者　東　　信裕（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８９３号
福岡県中間市大字下大隈1764番地３
債務者　東　　美保（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２３号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目１番27―201号
債務者　黒瀬　潮美
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６１号
大分市大字宮河内3769番地の38
債務者　平本眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６８号
大分市大字羽田382番地の３　市営羽田住宅Ｂ403
債務者　首藤　芳雄
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８０号
大分市新貝５番43号　コーポアクシオン206
債務者　岡本惠美子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係